

安全データシート

整理番号【756-2】

制定日 2016/05/02

改訂日 2022/05/24

1. 化学品及び会社情報

化学品

化学品の名称 クールリフレアイスパックR

供給者情報

会社 サラヤ株式会社

住所 大阪府大阪市東住吉区湯里2-2-8

担当部門 営業本部

電話番号 06-6797-2525

緊急時連絡番号 06-6705-1013

推奨用途及び使用上の制限: 冷却剤

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類:

物理化学的危険性:

酸化性固体: 区分3

健康有害性:

急性毒性(経口): 区分4

皮膚腐食性/刺激性: 区分2

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性: 区分2A

特定標的臓器毒性(単回ばく露): 区分2(血液)

区分3(気道刺激性)

GHSのラベル要素

絵表示又はシンボル:



注意喚起語: 危険

危険有害性情報:

火炎助長の恐れ: 酸化性物質

飲み込むと有害(経口)

皮膚刺激性

強い眼刺激性
アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
血液の障害
呼吸器への刺激のおそれ

注意書き:

【安全対策】

熱・火花・裸火・高温のもののような着火源から遠ざけること。— 禁煙
衣類、その他の可燃物から遠ざけること。
裸火または他の着火源に噴霧しないこと。
適切な保護手袋、保護面を着用すること。
粉塵、ヒューム、蒸気、スプレーを吸引しないこと。
取扱い後は、手をよく洗うこと。
この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。

【応急措置】

火災の場合、適切な消化方法をとること。
暴露した場合: 医師に連絡すること。
気分の悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

【保管】

直射日光、湿気を避け保存する。

【廃棄】

内容物、容器を都道府県知事の認可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。

3.組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別: 単一製品

成分:

硝酸アンモニウム

化学名または一般名:

H4N2O3、H2O

.....
.....
主成分硝酸アンモニウムについて

化学式または構造式: H4N2O3

CAS No. : 6484-52-2

化審法番号 : (1)-395

4.応急処置

吸入した場合：

気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

皮膚に付着した場合：

水と石けんで洗うこと。

皮膚刺激を生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。

眼に入った場合：

水で数分間注意深く洗うこと。

眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合：

口をすすぐこと。

気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な兆候症状：

予想される急性症状および遅発性症状：

吸入・・・咳、頭痛、咽頭痛。

皮膚・・・発赤

眼・・・発赤、痛み

経口摂取・・・腹痛、紫色(チアノーゼ)の唇や爪、紫色(チアノーゼ)の皮ふ、
痙攣、下痢、めまい、嘔吐、脱力感。

5.火災時の措置

適切な消火剤：

水噴霧、泡消火剤、粉末消火剤(水素化炭酸塩を除く)、乾燥砂類

使ってはならない消火剤：

情報なし

火災時の特定の危険有害性：

それ自身は燃えないが、支燃性である。

可燃物(木、紙、油、布等)を発火させるおそれがある。

火災に巻き込まれると、燃焼を加速する。

熱及び不純物の混入により爆発するおそれがある。

火災時に刺激性、腐食性及び毒性のガスを発生するおそれがある。

特有の消火方法：

危険でなければ火災区域から容器を移動する。

消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。

容器が熱に晒されているときは、移動しない。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置：

適切な空気呼吸器、防護服(耐熱性)を着用する。

6.漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置:

- 漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。
- 作業者は適切な保護具を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
- 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
- 関係者以外の立入りを禁止する。
- 密閉された場所に立入る前に換気する。

環境に対する注意事項:

- 環境に放出しないこと。
- 回収・中和:漏洩物を掃き集めて空容器に回収し、後で廃棄処理する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材:

- 水で湿らせ、空気中のダストを減らし分散を防ぐ。

二次災害の防止策:

- プラスチックシートで覆いをし、散乱を防ぐ。
-

7.取り扱い及び保管上の注意

取り扱い:

技術的対策:

- 消防法の規定に従う。

安全取扱注意事項:

- 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。
- 衣類、その他の可燃物から遠ざけること。
- 裸火または他の着火源に噴霧しないこと。
- 適切な保護手袋、保護面を着用すること。
- 粉塵、ヒューム、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
- 取扱い後は、手をよく洗うこと。
- この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。

接触回避:

- 『10.安定性および反応性』に記載の混触危険物質との接触を回避する。

保管

安全な保管条件:

- 直射日光、湿気を避け保存する。

安全な容器包装材料:

- データなし
-

8.ばく露防止措置及び保護措置

許容濃度等:設定されていない

設備対策:

この物質を貯蔵ないし取り扱う作業場には、適切な洗眼器と安全シャワーを設置すること。
暴露を防止するため、作業場には適切な全体換気装置、局所排気装置を設置すること。

保護具:

- 呼吸器の保護 : 適切な呼吸器保護具を着用すること。
- 手の保護具 : 適切な保護手袋を着用すること。
- 眼の保護具 : 適切な眼の保護具を着用すること。
- 皮膚及び身体の保護具: 適切な保護衣を着用すること。

衛生対策: 取扱い後はよく手を洗うこと。

9.物理的及び化学的性質

物理状態: 固体: ICSC (J) (2001)

色: 無～白色: ICSC (J) (2001)

臭い: 情報なし

融点/凝固点: 170°C: ICSC (J) (2001)

沸点又は初留点及び沸騰範囲: 初留点及び沸騰範囲 : 210°C (分解) : ICSC (J) (2001)

可燃性: 情報なし

爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界: 情報なし

引火点: 情報なし

自然発火点: 情報なし

分解温度: 情報なし

pH: 情報なし

動粘性率: 情報なし

溶解度: 1900g/L (20°C): ICSC (J) (2001)

38g/L-ethanol(20°C): HSDB (Access on Jun 2005)

蒸気圧: 情報なし

密度及び/又は相対密度: 1.72 : NFPA (12th, 1997) p49-18

相対ガス密度: 情報なし

粒子特性: 情報なし

10.安定性及び反応性

反応性: 加熱すると、激しく燃焼または爆発することがある。

強力な酸化剤であり、可燃性物質や還元性物質と反応する。

化学的安定性: 法規制に従った保管及び取扱いにおいては安定と考えられる。

危険有害性反応可能性: 加熱すると、激しく燃焼または爆発することがある。

加熱や燃により分解し、有毒なヒューム(窒素酸化物)を生じる。

強力な酸化剤であり、可燃性物質や還元性物質と反応する。

避けるべき条件: 加熱や燃焼

混蝕危険物質:可燃性物質や還元性物質

危険有害な分解生成物:有毒なヒューム(窒素酸化物)

11.有害性情報

急性毒性:

急性毒性(経口):ラットLD50値:2450、4820mg/kg(ECETOC TR 27(1989))。

(GHS分類:区分外)

急性毒性(経皮):データなし(GHS分類:分類できない)

急性毒性(吸入:ガス):GHSの定義による固体(GHS分類:分類対象外)

急性毒性(吸入:蒸気):データなし(GHS分類:分類できない)

急性毒性(吸入:粉塵):ラットLC50(4時間)値:>88.8mg/L (IUCLID,2000)。

(GHS分類:区分外)

皮膚腐食性/刺激性:

ICSC(J)(2001)、HSDB(2005)、HSFS(1998)およびSITTIG(4th,2002)

に皮膚を刺激することがあるとの記載はあるが具体的な症例の記載はない。

なお、ウサギを用いた2つの試験で皮膚刺激性は認められなかった(IUCLID(2000))。

(GHS分類:分類できない)

眼に対する重篤な損傷/刺激性:

ECETOC TR 48(1992)に記載されたウサギを用いた眼刺激性

試験で刺激性の判定基準に該当する眼の変化は認められなかった。

なおICSC(J)(2001)、HSDB(2005)、HSFS(1998)、SITTIG(2002)には、

ヒトの眼に対して刺激性があるとの記述があるが具体的な症例の記載はない。

(GHS分類:区分外)

呼吸器感作性又は皮膚感作性:データなし(GHS分類:分類できない)

生殖細胞変異原性:

in vitro変異原性試験としてエームス試験で陰性の報告(IUCLID(2000))がある。

(GHS分類:in vivo試験のデータがないため分類できない)

発がん性:データなし。

なお、IARC(IARC Vol.94(2010))は食物中、飲水中の硝酸塩のヒトでの

発がん性は不確実な証拠であるとしている。

そのうえで経口摂取による硝酸塩または亜硝酸塩が生体内でニトロソ化される条件での発がん性を2Aと評価している。

IARCの総合評価には、「ヒトの体内では硝酸塩と亜硝酸塩の変換が起こること。

消化管の酸性条件では亜硝酸塩から生ずるニトロソ化物が二級アミン、

アミドなど特にニトロソ化されやすい物質とともに直ちにN-ニトロソ化合物に変化する。

硝酸塩、亜硝酸塩、ニトロソ化物の追加摂取により、これらのニトロソ化条件はさらに促進される。

ある種のN-ニトロソ化合物はこれらの条件下で既知の発がん性物質を形成することがある」

との追加記載がある。(GHS分類:分類できない)

生殖毒性:

ラットを用いた生殖試験で仔の体重が抑制された (IUCLID(2000))との報告があるが
詳細は不明である。(GHS分類:分類できない)

特定標的臓器毒性(単回ばく露):本物質自体のヒトでの報告はないが、水溶性硝酸塩一般
として、硝酸ナトリウムを食塩と誤って摂取した15人の兵士がメトヘモグロビン血症になり約15g
を摂取した13人が死亡し、5gを摂取した2人が生存した (ECETOC TR 27(1998))。

なお、ICSC(J)(2001)、HSFS(2004)およびSITTIG(4th, 2002)には気道を刺激する
との記述があるがList3の情報であり、具体的な症例等による記述でないことから分類には採
用

しなかった。(GHS分類:区分1(血液))

特定標的臓器毒性(反復ばく露):水溶性硝酸塩一般についての慢性毒性として、硝酸塩を含
む

食事、水を摂取した幼児にメトヘモグロビン濃度の上昇が多数報告されていること、利尿剤とし
て硝酸ナトリウム、硝酸アンモニウムを、尿路結石防止剤として硝酸アンモニウムを投与された
患者にメトヘモグロビン血症がみられる (ECETOC TR27(1988))

このほか硝酸塩の影響として心臓等への影響が報告されているが、メトヘモグロビン血症によ
る

酸素欠乏の二次的影響 (EHC5(1978))と考えられる。(GHS分類:分類できない)

誤えん有害性:データなし(GHS分類:分類できない)

12.環境影響情報

生態毒性:

水生環境有害性(急性有害性):

魚類(マスノスケ、ニジマス、ブルーギル)での96時間LC50 = 420-1360mg NO₃/L
(SIDS, 2007) (硝酸アンモニウム換算濃度:542-1756mg/L)、

甲殻類(オオミジンコ)での24時間EC50=555mg/L (SIDS, 2007)である。

(GHS分類:区分外)

水生環境有害性(長期間有害性):

難水溶性でなく(水溶解度=2,000g/L (SIDS, 2007))、急性毒性が低い。

(GHS分類:区分外)

残留性・分解性:情報なし

生態蓄積性:情報なし

土壤中の移動性:当該物質はモンリオール議定書の附属書に列記されていない。

(GHS分類:分類できない)

オゾン層への有害性:情報なし

ノニルフェノール系非イオン界面活性剤を含め、環境庁が内分泌攪乱物質
(いわゆる環境ホルモン)と位置付けした 指定物質は一切配合していない。

13.廃棄上の注意

化学品、汚染容器および包装の安全で、かつ、環境上望ましい廃棄、またはリサイクルに関する情報「7. 取り扱い及び保管上の注意」の項を参照のこと

残余廃棄物:

廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。

使用済容器:管轄自治体のルールに従い処理する。

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。

14. 輸送上の注意

「7. 取り扱い及び保管上の注意」の項を参照のこと

国際規制

国連分類:クラス5.1 容器等級III

国連番号:1942

品名:硝酸アンモニウム

Proper Shipping Name:AMMONIUM NITRATE

海洋汚染物質:非該当

MARPOL73/78 附属書II 及びIBCコードによるバラ積み輸送される液体物質:乙類

海上規制情報:IMOの規定に従う

航空規制情報:ICAO・IATAの規定に従う。

国内規制:

陸上規制情報:消防法の規定に従う。

海上規制情報:船舶安全法の規定に従う。

航空規制情報:航空法の規定に従う。

輸送の特定の安全対策及び条件:

移送時にイエローカードの保持が必要。

食品や飼料と一緒に輸送してはならない。

輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように

積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。

重量物を上積みしない。

15. 適用法令

労働安全衛生法(安衛法):

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法57条1、施行令第18条)

船舶安全法:酸化性物質類・酸化性物質(危規則第3条危険物告示別表第1)

航空法:酸化性物質類・酸化性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)

消防法:第1類酸化性固体、硝酸塩類(法第2条第7項危険物別表第1・第1類)
水質汚濁防止法:有害物質(法第2条、令第2条、排水基準を定める省令第1条)
海洋汚染防止法:有害液体物質(乙類物質)(施行令別表第1)

16.その他の情報

- 本SDSはJIS Z 7253:2019に準拠しています。
 - この情報は新しい知見及び試験等により改正されることがあります。
 - 記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確さ、完全性を保証するものではありません。
 - 注意事項は通常取り扱いを対象としたものですが、特別な取り扱いをする場合には、新たに用途・用法に適した安全対策を講じた上で実施願います。
 - すべての化学品には未知の有害性があり得るため、取り扱いには細心の注意が必要です。ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定くださるようお願い申し上げます。
-